

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	業者番号
(株)竹中土木	東京都江東区新砂 1 - 1 - 1	1-003750

注) 業者番号「1 -」は国土交通大臣許可を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 9 月 25 日～令和 8 年 10 月 24 日（1 ヶ月）

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する工事

4. 事実概要

(株)竹中土木は、「近畿自動車道久宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社社員が協力会社と共謀し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述した。このことが、労働安全衛生法に違反するとして、同社社員が、令和 8 年 6 月 10 日に羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成 29 年要領第 3 号）別表第 2 第 15 号アに該当する。

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5（直通）